明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第二表

一平方キロメートル当たり七百五十人未満（町村にあつては、百人未満）	一・〇
一平方キロメートル当たり七百五十人以上千五百人未満（町村にあつては、百人以上二百人未満）	一・二
一平方キロメートル当たり千五百人以上二千二百五十人未満（町村にあつては、二百人以上三百人未満）	一・四
一平方キロメートル当たり二千二百五十人以上三千人未満（町村にあつては、三百人以上四百人未満）	一・六
一平方キロメートル当たり三千人以上（町村にあつては、四百人以上）	一・八

四　特定防衛施設の運用点数　次に掲げる特定防衛施設の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数値（特定防衛施設が二以上の区分に該当するとき、又は当該関連市町村に係る次の区分に該当する特定防衛施設が二以上あるときは、当該数値を合算した数値）。ただし、当該防衛施設を日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊が使用している場合にあつては、当該数値に一・二を乗じて得た数値とする。

イ　飛行場等（令第十五条第四号に規定する飛行場等をいう。以下同じ。）　次に掲げる式により算定して得た数値

航空機の種類別点数×航空機の飛行回数別点数×｛1＋（1／2）（当該飛行場等に係る関連市町村の数－1）｝×（当該関連市町村の配分点数／当該飛行場等に係る関連市町村の配分点数を合算した点数）

この式において、次に掲げる用語については、それぞれ次に定めるところによる。

(1)～(3)　［略］

第一表　［略］

第二表　［略］

第三表　［略］

ロ・ハ　［略］

ニ　港湾　第一表の上欄に掲げる交付年度の四月一日現在における令第十五条第五号ウの割合の区分に応じ、同表の下欄に掲げる点数に、第二表の上欄に掲げる同号ウの数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数値。ただし、次に掲げる港湾にあつては、当該同表下欄に掲げる数に当該(1)から(3)までに定める数を乗じて得た数とする。

(1)　総トン数一万トン以上の艦船が係留する港湾（次号の港湾を除く。）　五

(2)　総トン数一万トン以上の艦船及び原子力船（アメリカ合衆国の軍隊に属し、かつ、その軍用に供するものに限る。以下このニにおいて同じ。）が係留する港湾又は総トン数一万トン以上の原子力船が係留する港湾　交付年度の前年度の末日から起算して過去三年間の原子力船の係留期間の日数を三で除して得た日数が二百日未満の場合は六（当該日数が零となる場合は五）、当該日数が二百日以上の場合は九

第三表

一平方キロメートル当たり七百五十人未満（町村にあつては、百人未満）	一・〇
一平方キロメートル当たり七百五十人以上千五百人未満（町村にあつては、百人以上二百人未満）	一・二
一平方キロメートル当たり千五百人以上二千二百五十人未満（町村にあつては、二百人以上三百人未満）	一・四
一平方キロメートル当たり二千二百五十人以上三千人未満（町村にあつては、三百人以上四百人未満）	一・六
一平方キロメートル当たり三千人以上（町村にあつては、四百人以上）	一・八

四　特定防衛施設の運用点数　次に掲げる特定防衛施設の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数値（特定防衛施設が二以上の区分に該当するとき、又は当該関連市町村に係る次の区分に該当する特定防衛施設が二以上あるときは、当該数値を合算した数値）。ただし、当該防衛施設を日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊が使用している場合にあつては、当該数値に一・二を乗じて得た数値とする。

ア　飛行場等（令第十五条第五号アに規定する飛行場等をいう。以下同じ。）　次に掲げる式により算定して得た数値

航空機の種類別点数×航空機の飛行回数別点数×｛1＋（1／2）（当該飛行場等に係る関連市町村の数－1）｝×（当該関連市町村の配分点数／当該飛行場等に係る関連市町村の配分点数を合算した点数）

この式において、次に掲げる用語については、それぞれ次に定めるところによる。

(1)～(3)　［同上］

第一表　［同上］

第二表　［同上］

第三表　［同上］

イ・ウ　［同上］

エ　港湾　第一表の上欄に掲げる交付年度の四月一日現在における令第十五条第五号ウの割合の区分に応じ、同表の下欄に掲げる点数に、第二表の上欄に掲げる同号ウの数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数値（総トン数一万トン以上の艦船が使用する港湾にあつては、当該数値に五を乗じて得た数値）を乗じて得た数値

［ニの細分を加える。］

［ニの細分を加える。］